

令和6年度

沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備支援事業 業務委託に係る企画提案応募要領

※ 本公募は、国及び県の本予算成立並びに本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じる事業となります。

国会及び県議会において予算案が否決された場合や本事業の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

1 趣 旨

沖縄県は、放課後児童クラブのニーズの高まりから登録できなかった児童（待機児童）の割合が全国に比べて高く、また、学校施設などの公的施設の活用率が低いことから、クラブ施設の環境、割高な利用料等の課題がある。

本事業は、公的施設活用放課後児童クラブの整備促進と民間施設利用放課後児童クラブの環境改善を両輪として、県内放課後児童クラブの量及び質の拡充を進めることで、安全・安心な放課後の居場所を必要とする県内の児童に対し、とりこぼしなく良質なサービスを提供し、もって児童の健全な育成を支援するため、「沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備支援事業」を業務委託として実施するものである。

2 業務概要

- (1) 事業名：沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備支援事業
- (2) 事業期間：契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで（予定）

3 業務仕様書

別添「沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備支援事業業務委託に係る企画提案仕様書」（以下、「業務委託企画提案仕様書」という。）参照

4 参加資格者

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には管理法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (2) 過去3年以内に、国、沖縄県及び公共団体等と放課後児童クラブ等子育て支援に関する業務、コーディネート業務、又はそれに類似する業務を受託した実績がある者
- (3) 放課後児童クラブ、子育て支援施策全般や会計業務など、本事業の遂行に必要な知識を十分に保有する人員を確保していること。

- (4) 県内の子育て支援施策等に精通するとともに、市町村及び本事業の関係機関等と協力して、本事業を円滑に履行することができる能力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (9) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で応募することはできない。

5 企画提案書

本事業の企画提案書は、別添業務委託企画提案仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、以下の項目を具体的に記載すること。

- (1) 本事業の実施体制に関すること。
- (2) 本事業のスケジュールに関すること。
- (3) 本事業の周知及び広報に関すること。
- (4) 公的施設活用促進並びに利用者負担軽減及び環境改善等に関すること。
- (5) 市町村福祉担当部局と市町村教育委員会・学校との連携強化等に関すること。
- (6) 市町村計画の策定・見直し支援等に関すること。
- (7) 公的施設活用促進のためのコーディネート業務に関すること。
- (8) その他、県内放課後児童クラブの量及び質の拡充に必要な支援・業務に関すること。

6 応募の手続き

- (1) 応募要領等の配布：沖縄県公式webサイトへの掲載により配布に代える。
 - ア 掲載期間：公告日から令和6年3月25日（月）まで
 - イ 掲載場所：沖縄県公式webサイト「公募・入札」又は子育て支援課webサイト
- (2) 応募に係る質問事項受付期間
 - ア 受付期間：公告日から令和6年3月18日（月）10:00まで
 - イ 質問方法：【別紙1】によりメールで提出すること ※受信確認の連絡必須
 - ウ 回答方法：子育て支援課webサイトにおいて、回答を掲載
最終回答は、令和6年3月19日（火）17:00までに掲載予定
- (3) 参加申込書の提出期限
企画提案を希望する場合は、「参加申込書」を必ず提出すること。
 - ア 提出期限：令和6年3月21日（木）17:00まで
 - イ 提出書類：【別紙2】によりメールで提出すること ※受信確認の連絡必須
- (3) 企画提案応募申請書及び企画提案書等の提出期限
 - ア 提出期限：令和6年3月25日（月）12:00まで
 - イ 提出方法：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課子育て班(沖縄県庁3階)へ、持参又は郵送により提出。
ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、かつ、提出期限内に到着するよう送付すること。
 - ウ 提出書類：7に定める書類

7 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書【様式1】
 - (2) 会社概要表【様式2】
 - (3) 積算書【様式3】
 - (4) 業務実績書【様式4】
 - (5) 企画提案書（任意様式）
 - (6) スケジュール表（任意様式）
 - (7) 執行体制（任意様式）
 - (8) 共同企業体協定書（任意様式）※共同企業体の場合
 - (9) 誓約書【様式5】
- ※(2)、(4)について、共同企業体の場合は構成員ごとに提出
提出部数 (1)~(7) 5部（正本1部、副本4部）
(8)・(9) 1部

8 見積要件

今回の企画提案に当たっては、20,000千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。
ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる場合がある。

9 選定方法

- (1) 「業務委託企画提案選定委員会」による審査により、入選順位を決定する。
※応募者は、同選定委員会において提案内容の説明及び質疑に対応すること。
- (2) 企画提案書審査：令和6年3月26日(火)～令和6年3月29日(金)の間（予定）

なお、選定については、原則として第一位選定者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ選定するものとする。また、一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

- (3) 選定結果通知：令和6年4月1日以降に通知（予定）

10 委託業者決定

- (1) 決定は、原則として、沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなされた後とする。

11 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が到着した場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - エ 応募要領に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 入選者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務の実施に当たっては、県子育て支援課と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではないことに留意すること。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1共同企業体）当たり、提案は1件とする。

12 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課 子育て班 担当：東迎
TEL 098-866-2457 FAX 098-866-2433
E-mail：aa031305@pref.okinawa.lg.jp